

令和7年度奈良県医師会HIV医療講習会
2026年1月24日

HIV患者さんの利用できる社会制度

奈良県立医科大学附属病院
医療相談室 松井菜摘

◎本日の内容

★経済的支援について

- ・医療費軽減のための社会制度

★療養に関わる支援について

- ・介護保険・障害福祉サービス

★プライバシーへの配慮について

- ・地域や職場でのプライバシー

何か支援受けられるのかな…



◎治療を開始したら医療費はどれくらい必要？

ある患者さんの一例

対象項目	
再診料	73点
ウイルス疾患料	550点
検査料	1480点
投薬（30日分）	21030点
合計	23133点
3割負担の場合	69400円

治療には毎月7万円ほどの自己負担が必要

※高額療養費制度や一部の健康保険組合で自己負担がさらに減額される場合がある

 公的制度を利用すれば、さらに自己負担を軽減して治療を受けていただくことが可能

1.高額療養費制度

〈69歳以下の人自己負担上限額〉

区分	自己負担限度額	多数該当
区分ア 健保：標報83万円以上 国保：旧ただし書所得901万円超	252,600円+（医療費-842,000円）×1%	140,100円
区分イ 健保：標報53万円～79万円 国保：旧ただし書所得600万～901万円以下	167,400円+（医療費-558,000円）×1%	93,000円
区分ウ 健保：標報28万円～50万円 国保：旧ただし書所得210万円～600万円以下	80,100円+（医療費-267,000円）×1%	44,400円
区分エ 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書所得210万円以下	57,600円	44,400円
区分オ 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

1.高額療養費制度

〈70歳以上の人の自己負担上限額〉

負担割合	区分	自己負担上限額		
		外来（個人ごと）	外来+入院 （世帯ごと）	多数該当
3割	現役並み所得Ⅲ （課税所得690万円以上）	252,600円+（医療費-842,000円）×1％		140,100円
	現役並み所得Ⅱ （課税所得380万円以上）	167,400円+（医療費-558,000円）×1％		93,000円
	現役並み所得Ⅰ （課税所得145万円以上）	80,100円+（医療費-267,000円）×1％		44,400円
2割 または 1割	一般	18,000円 （年間の上限144,000円）	57,600円	44,400円
	低所得Ⅱ （住民税非課税世帯）	8,000円	24,600円	
	低所得Ⅰ （住民税非課税世帯かつ年金収入 80万円以下など）	8,000円	15,000円	

2.身体障害者手帳

- HIV陽性者は「免疫機能障害」に該当
- 1～4級までの等級（エイズ発症の有無、CD4を含む検査値、臨床所見等により認定）
- 薬を飲んでいるかどうか、感染経路などは条件にない
- 申請窓口は市町村役場の障害福祉担当課

ポイント

- ①身体障害者手帳の「免疫機能障害」＝HIV患者さん限定
- ②役者勤めの縁者、町ぐるみの付き合いが多い場合は慎重な支援が必要
- ③申請は郵送や代理手続きも可能（厚生労働省2001）
- ④検査数値は過去の最低値、例えば服薬開始済みでも開始前の数値で申請可能（厚生労働省2003）
- ⑤手帳の交付日のタイミングは自治体により異なるので事前に確認が必要
（例：意見書記載日or更生相談所での認定日等）

◎身体障害者手帳取得で利用できるもの

- 医療費負担の軽減（自立支援医療、心身障害者医療費助成）
- 国税、地方税の控除または減免
- 障害支援区分認定を受けることで介護サービス等の利用が可能
- 補装具や日常生活用具購入費の助成または支給
- 生活支援を目的とした住宅改修費の助成
- 公共交通機関など各種運賃や通行料の割引
- NHK受信料、公共施設入館料など一部公共料金の減免または無償化等

3.障害者自立支援医療

◎18歳以上で身体障害者手帳を持っている人（更生医療）、18歳未満で身体に障害がある人（育成医療）が障害を取りのぞいたり、軽くするために受ける治療の医療費が助成される

免疫機能障害 の対象医療	抗HIV療法・免疫調節療法・その他HIVに対する治療 訪問看護による服薬管理					
自己負担額	原則 1 割負担 免疫機能障害は「重度かつ継続」の対象となり、所得が一定以上の人でも、ひと月の自己負担 上限額が設定される					
	一定所得以下			中間所得層		一定所得以上
	生活保護 世帯	市町村民税非課税		重度かつ継続		
		本人収入 80万円以下	本人収入 80万円を超える 世帯	市町村民税 （所得割） 3万3千円未満	市町村民税（所得 割）3万3千円以上 23万5千円未満	市町村民税 （所得割） 23万5千円以上
		0円	2500円	5000円	5000円	10000円
医療機関	当該更生医療の指定医療機関のみで利用 （受給者証に記載された病院、訪看、薬局で使用可能）					
申請先	市町村障害福祉担当課 有効期間は 1 年間のため毎年継続申請が必要					

4.心身障害者医療費助成制度

対象者	身体障害者医療、精神保健福祉手帳 1・2級所持者 療育手帳 A1・A2所持者 (※市町村により対象は異なる場合がある)
対象医療	健康保険適用医療
自己負担額	1医療機関 500円/月 (通院、14日以上入院) 1医療機関 1000円/月 (14日以上入院) ※医療保険制度の自己負担額を一旦支払うと後日、差額分が登録している口座に振り込まれる
医療機関	指定なし
申請先	市町村保険年金担当課 (※所得制限がある市町村も)

◎長期療養・在宅療養支援について

抗HIV療法の進歩により、患者の予後は改善し長期生存が可能となった一方で新たな対応すべき課題が到来

高齢化

支援者
不在

受け入れ
医療機関

在宅医療

若年者
の支援

外国人
の支援

◎住み慣れた地域で生活するために

介護保険サービスについて

65歳以上の方、または40歳以上で特定疾病（16疾病）に該当する方で要介護認定を受けた方
〈サービス内容〉

自宅で利用する	訪問介護（ホームヘルプ）、訪問看護、夜間対応型訪問看護、訪問入浴介護 訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅療養管理指導
自宅から通って 利用する	通所介護（デイサービス）、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護（小規模 デイサービス）、療養通所介護 通所リハビリテーション（デイケア）
泊まりで利用する	短期入所療養介護（ショートステイ）、短期入所生活介護（ショートステイ）
訪問・通い・泊まり を組み合わせる	小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
生活環境を整える	福祉用具貸与、住宅改修、特定福祉用具販売
施設入所	介護老人福祉施設入居者生活介護、介護老人保健施設入居者生活介護、介護療養型 医療施設入居者生活介護、介護医療院

◎住み慣れた地域で生活するために

障害福祉サービスについて

身障手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳・難病医療受給者証を所持し、障害支援区分認定を受けた方
〈サービス内容〉

介護給付	自宅などに訪問	居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者包括支援
	日中活動	短期入所（ショートステイ） 療養介護 生活介護
	施設	施設入所支援

訓練給付	訓練や就労	自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援A型・B型
	居住支援	自立生活援助 共同生活援助（グループホーム）

◎生活やプライバシーへの配慮

公的制度を利用して専門医療を受けたい
必要に応じて障害福祉・介護サービスを利用したい

しかし、、、

同居しているから、家族だから、パートナーだからといって
疾患について話しているとは限らない
一部は話していても、すべてを話していない場合もある

HIV陽性者の生活背景の特徴

男性同性間の性的接触によるHIV陽性者（MSM）

- 同性パートナーシップ制度の導入で同居・事実婚をしている人もいる
- 一方で、未婚で単身世帯の人も多い
- 周囲への病名開示は、感染経路やセクシャリティの開示にもつながりやすい
- 他の疾患の人に比べ生活支援で期待される家族による支援が得にくい場合がある
- 現代の日本ではLGBTQに対する知識や理解が乏しく、自身もLGBTQを受け容れられずスティグマを持ちやすい

女性のHIV陽性者

- 女性特有の健康問題との合併症
- 妊娠時に感染が判明した場合は、自身の治療ではなく出産の準備、児への感染予防、家族や周囲への説明なども必要
- 性感染という社会的に現存するマイナスイメージに加え、将来の目標や夢（就職、恋愛、結婚、出産、育児など）が奪われたと感じる人もいる
- 支援団体、社会資源の活用などの提供を行い、課題を乗り越えて行けるような支援が必要

異性間の性的接触による男性HIV陽性者

- 配偶者や子があり、家族生活を養う世帯主である人も多い
- 日和見感染症による入院を契機にHIV感染症の療養生活が始まり、休職や離職など就労生活に影響がある人も多い
- 多様な面で生活再調整が必要になる

外国人のHIV陽性者

- 出身国や宗教によって文化や意識、ライフスタイルの違いが大きい
- 同じ国籍でも、滞在の目的、就労状態、婚姻状態、査証の種類など社会生活は多様
- 外国人への保健・医療・福祉・生活支援などの支援団体や専門機関との協働が必要

薬害HIV陽性者

- 大部分は血友病患者
- 疾患と向き合いながら、偏見や差別が厳しかった時代に学校や職場、地域で幼少期から青年期を送ってきた人々も多い
- 他の感染経路によるHIV陽性者よりも多様で頻繁な医療ケアを受けている人も多い（C型肝炎の罹患、血友病による出血で関節などの障害等）



- 病気のことを他人に知られたくない
- 制度の申請をしたいが、役所に直接出向いて相談するのは気が引ける

**社会保障
制度は原則
申請主義！**



- 保険を使ったら職場に病名が分かるんじゃないか
- 郵便物などが自宅に届くと困る

- ✓ 誰しも個人情報を第三者に開示されることに多少なりとも不安を感じる
- ✓ さらに病気など自分のセンシティブな内容の場合、不安は何倍も高まる
- ✓ 不安に思うところ、不安の大きさは人それぞれ

ポイント💡

◆一緒に考え、整理する

- 誰に知られたくないのか
- 何を知られたくないのか

◆適切な情報提供

- 制度の申請や保険証利用などの行動を起こすことで、個人情報はどのように伝わり誰が知りうることになるのか
- 想定される課題とそれに対する対処方法

丁寧に対応すれば大きな安心に変わる！

HIVに限らず、大事な個人情報を慎重にかつ買うことは必要最低限のこととして支援にあたる！

◎地域や職場でのプライバシーについて

➤健康保険証の利用

- ・業務中に知り得た個人情報に対しては守秘義務がある
- ・医療費の通知は、個別に対応してくれる健康保険組合もある。
郵便局での個人名義の私書箱作成も可能（利用条件あり）

➤行政への申請方法

- ・厚生労働省の通達文書には、代理申請・郵送申請等によりプライバシー保護に配慮するように明記されている
- ・ただし、申請手続きが「病院任せ」となる要因にもなるため、患者さんの自立を損なわないよう配慮が必要

➤会社への告知について

- ・感染の告知について法的な義務はなく、健康診断でもHIV検査は本人の希望または了承なしには行わない

◎マイナ保険証について

どうなるんだろう…
個人情報全部見られ
るのかな…



- マイナ保険証に移行しても、すべての情報を第三者が閲覧できない
- 薬剤情報については、顔認証付きカードリーダーで同意を選択しないと、閲覧はできない。一度同意を選択してしまったとしても、再度カードリーダーで不同意を選択することが可能
- 会社の方が薬剤情報を閲覧することはできないことになっている
- 救急搬送された場合は同意関係なく、医療機関側が照会して閲覧することができる

マイナ保険証にしていなくても「資格確認書」で受診可能
「資格確認書」の有効期限は最大5年



更生医療の手続きをするために、「資格確認書」「資格情報のお知らせ」「マイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報」が必要
マイナ保険証にしているからといって、マイナンバーの添付は不可。
※市役所に申請に行けば可能な場合もある。

まとめ

- 「医療費」については、必要な手続きを行えば患者さんの自己負担は軽減されます。
- 介護等を必要とする場合、介護保険・障害者総合支援法でのサービス利用が可能です。
- HIV/AIDSにおいてプライバシーへの配慮が必要になる背景には、疾患そのもの、感染経路、セクシュアリティなどといった様々な要素が要因になっています。
- 本人が『プライバシーを配慮して対応してくれている』と実感できること『この人には相談しても大丈夫かな』と思えることが支援の第一歩になります。
- まだまだ、制度上の制約もありますが、患者さんが自分のライフスタイルにあわせて医療機関を受診でき、安心して治療と生活を両立できるよう、皆様のお力をお借りしながら、課題を解決できれば幸いです。